

# 1 県民経済計算の基本概念

## 県民経済計算の概念

県民経済計算とは、SNA（System of National Accounts＝国連が提唱した国民経済計算体系）の概念を、県という行政区域に適用し、一定期間（通常1年間、県民経済計算では会計年度）の経済活動の成果を計測するものであり、県内の複雑な経済活動をマクロ的にとらえた統計である。

SNAは、昭和28年に初めて国連で策定・採択され（1953SNA）、昭和43年（1968SNA）、平成5年（1993SNA）、平成20年（2008SNA）の3回にわたり改定されている。本県においては、国民経済計算に準じ、平成27年度推計分から2008SNAに基づく推計に移行した。

## 県内ベースと県民ベース

県内ベースとは、県という行政区域の中で生産活動を行う経済主体を対象とする概念である。一方、県民ベースとは、県内居住者の生産活動を対象とする概念であり、県外での生産活動も含まれる。

すなわち、県内総生産は富山県内における生産活動によって生み出された付加価値の合計であり、県民所得の分配は、富山県民（個人、法人、政府）が得た所得をとらえたものである。

また、平成27年基準改定での中央政府等（中央政府と中央政府によって設定、管理されている社会保障基金）の扱い変更により、地域区分の名称を次の様に使い分ける。地理的な区分は、「県内・県外」とし、制度単位による概念的な区分は「域内・域外」とする。ここで、「域内」とは自県の制度部門が所在するとする概念上の地域であり、「域外」とは他県の制度部門及び中央政府等が所在するとする概念上の地域である。「域外」のうち地理的には存在しない地域（準地域）に中央政府等を位置付ける。

$$\begin{aligned} \text{県民総生産(総所得)} &= \text{県内総生産(支出側)} + \text{域外からの要素所得(純)} \\ \text{県民所得(要素費用表示)} &= \text{県内純生産(要素費用表示)} + \text{域外からの要素所得(純)} \end{aligned}$$

## 総（グロス）と純（ネット）

建物、機械設備等は生産の過程において年々減耗あるいは損失するが、その減耗分及び損失分を固定資本減耗といい、固定資本減耗を含む計数は「総(グロス)」、含まない計数は「純(ネット)」という。

## 市場価格表示及び要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、生産段階では生産者価格が、他の取引段階では購入者価格が用いられる。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗）により評価を行うものであって、「生産・輸入品に課される税－補助金」を含まない価格表示のことである。

SNAでは、県内（民）総生産（生産側及び支出側）、県民可処分所得は市場価格表示

で、県民所得（純生産）は市場価格表示と要素費用表示の両方で評価されている。

要素費用表示と市場価格表示の間には、次の関係が成り立つ。

$$\text{要素費用表示} = \text{市場価格表示} - (\text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金})$$

## 名目と実質

名目とは、市場で実際に取引されている年々の時価を評価基準にして付加価値を表したものである。これに対して実質とは、一定の基準年次の物価を評価基準としたもので、物価変動の影響を排除した経済の実質的（物量的）な伸びをみる場合に用いられる。

なお、県民経済計算推計では、従来は支出系列の名目値のみ固定基準年方式により実質化していたが、平成 16 年度分より生産系列の名目値も連鎖方式により実質化し、平成 27 年度分より支出系列の名目値も連鎖方式により実質化している。

## 固定基準年方式と連鎖方式

名目値を実質化する方法には、固定基準年方式と連鎖方式がある。

固定基準年方式とは、特定の年を基準年（デフレーター＝100 となる年）として、その年の価格で評価し実質値を計算していく方法。この方法の場合、基準年から離れるほど、経済の実態と乖離していく傾向がある。

連鎖方式とは、基準年を常に前年において実質伸び率を計算していくことで対前年度実質伸び率の「鎖」を作成し、これをもとに実質値を次々と計算していく方法。（連鎖方式において起点となる年（デフレーター＝100 となる年）は「参照年」という。）

連鎖方式は、固定基準年方式のような経済の実態との乖離はほとんど発生しないものの、加法整合性が成立しない（各項目を集計したものと小計、合計が一致しない）ため、「開差」欄を設けて差額を表示している。

## デフレーター

デフレーターとは、「基準年」又は「参照年」を 100 とした場合の財・サービスの価格を指数化したもので、「実質値＝名目値÷デフレーター」という関係になる。

また、県民経済計算では、対象の構成項目ごとにデフレーターを作成して実質値を求め、全体のデフレーターは算出した実質値で名目値を割ることで事後的に求めている。このように事後的に算出されたデフレーターを「インプリシット・デフレーター」という。

## 制度部門別分類と経済活動別分類

（1）制度部門別分類は、所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類であり、制度部門別所得支出勘定、主要系列表（県民所得及び県民可処分所得の分配）などに用いられる。

この分類による取引主体には①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④対家計民間非営利団体、⑤家計（個人企業を含む）の 5 制度部門がある。金融機関が独立部門として設定されているが、これは、金融面の活動において非金融部門とは全く異なる行動をとるので金融機関を分離する必要があることによる。

③一般政府には、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社

会保障基金が含まれる。

なお、中央政府の出先機関及び中央政府によって設定、管理されている社会保障基金（全国社会保障基金）の事務所等は、事業所としてはその存在地域に立地するが、制度単位としての中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの地域にも属さない擬制的な地域（準地域）に所在するものとする。地方政府及び地方政府によって設定、管理されている社会保障基金（地方社会保障基金）は、その地域に存在するものとする。

平成 27 年基準改定では、制度部門名として「中央政府等」、「地方政府等」の新たな名称を使用する。「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金であり、「地方政府等」は地方政府と地方社会保障基金である。

- (2) 経済活動別分類は、財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類である。生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事務所など）が統計の基本単位となっている。

県民経済計算においては、農林水産業、製造業、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、建設業、情報通信業、金融・保険業、保健衛生・社会事業等、16 の経済活動に大きく分類される。

事業所は、市場生産者と非市場生産者（一般政府及び対家計民間非営利団体）にも分けられる。市場生産者は民間企業の事業所が主となるが、民間企業の事業所のほか、政府関係機関のうちコスト構造、生産物の性格や処分の面で産業と類似しているものは公的企業として市場生産者に分類される。また、家計の持ち家や家計、政府または民間非営利団体が自ら使用するために行う建物の建設などが市場生産者の活動の範囲に含まれる。

## **帰属計算**

帰属計算とは、県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払いが行われていなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなし計算を行うことをいう。持ち家の帰属家賃などがある。

## **2 生産系列**

### **経済活動別県内総生産**

経済活動別県内総生産とは、一定期間内に県内の生産活動によって新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示したものである。これは、県内の生産活動に対する各経済活動の寄与を表すものであって、産出額から中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除したものに当たる。

- (1) ここにいう生産とは、農業、製造業などの物的生産ばかりではなく、商業、金融・保険業、公務などのサービス生産、知的財産生産物の生産も含まれる。
- (2) 農家の自家消費にあてられた生産物及び所得者自身が使用する住居のサービスや、貨幣と交換されない生産物や便益も、ここでは評価されて含まれる。
- (3) 事業所の産出額には、本社の産出額（一般管理費、物的諸経費、人件費等いわゆる

本社経費負担分)が織り込まれているものとみなす。これらの諸経費は通常工場等の事業所では支出されないものであるが、生産物が市場に供給される際には当然必要な経費として考えられ、コストの一部として付加されているものである。

(4) 総生産は県内ベースによってとらえられたものであるもので、県内で生産された生産物であれば、他県の県民に対し県外への所得として分配されるものでも含まれるが、県外からの所得でその源泉が他県での生産にかかるものは含まれない。

## **輸入品に課される税・関税**

輸入品に課される税・関税は、生産・輸入品に課される税の一種であり、関税、輸入品商品税及び輸入品に係る消費税からなり、輸入した事業所所在県で計上される。経済活動別には配分せず、一括処理する。

産出額と中間投入額には同額が含まれるため、産出額から中間投入額を差引いた総生産(生産側)には含まれていない。しかし、総生産(支出側)には市場価格として含まれるため、総生産(生産側)にも加算し、生産面と支出面を一致させている。

## **総資本形成に係る消費税**

総資本形成に係る消費税は、税法上、課税業者が消費税を納入する時点で、他の仕入れに係る消費税とともに、納税額から控除(仕入税額控除)できる。この控除分は、輸入品に課される税・関税と同様、経済活動別には配分できないため、一括処理する。

## **固定資本減耗**

固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物(研究・開発(R&D)やコンピュータ・ソフトウェアなど)からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。

固定資本減耗は、企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価(再調達価格)ベースで推計される。

## **生産・輸入品に課される税**

生産・輸入品に課される税とは、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。これは、生産コストの一部を構成するものとみなされる点で所得・富等に課される経常税と区別される。

生産・輸入品に課される税の例としては、消費税、酒税、印紙税及び不動産取得税などがあげられる。家計に対する固定資産税も、住宅自己所有者は住宅賃貸業を営んでおり帰属家賃の一部を構成するという観点から、生産・輸入品に課される税として扱われる。また、日本中央競馬会納付金など特定の公的企業における利益の一部も、財政収入を目的として徴収することから生産・輸入品に課される税に含まれる。

なお、生産・輸入品に課される税は生産者の付加価値の一部となると同時に、一般政府においては経常移転の受取として制度部門別所得支出勘定に計上される。

## 補助金

補助金とは、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも補助金に含まれる。補助金によって、その額だけ市場価格が抑えられるため、負の生産・輸入品に課される税とみなすことができる。

なお、予算上「〇〇〇補助金」という名称がついているものであっても、都道府県、市町村、対家計民間非営利団体、家計への経常的交付金は、SNA上の補助金ではなく政府による他の種類の経常移転（他に分類されない経常移転）として扱われる。

また、投資、あるいは資本・資産、運転資産の損失補填のために市場生産者に対して行われる移転はSNA上の補助金ではなく、資本移転に分類される。

## 営業余剰・混合所得

生産における企業の営業活動の貢献分であり、県内に居住する生産者の付加価値（生産者価格表示の総生産）から一会計期間内に発生した県内雇用者報酬、固定資本減耗及び「生産・輸入品に課される税－補助金」の合計を差し引いたもので、営業余剰・混合所得は企業会計でいう営業利益にほぼ相当する。このうち混合所得は家計のうち個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから営業余剰（家計においては持ち家分）とは区別される。

非市場生産者（一般政府及び対家計民間非営利団体）は、定義上その産出額を生産費用の合計としていることから、営業余剰・混合所得は存在しない。

# 3 分配系列

## 県民所得（分配）（要素費用表示の県民純生産）

県民所得（分配）は、生産要素を提供した県の居住者に帰属する所得として把握される。

これを機能からみた場合には、各生産要素である土地、労働、資本などに分配され、それぞれ地代、賃金、企業利潤などの所得を形成する。また、制度主体面からみれば、各制度主体に分配され、家計の財産所得、個人企業所得、民間法人企業所得などを形成する。

県民所得（分配）は、県内居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって発生した純付加価値額を生産要素別と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものであって、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによってとらえられる。

## 雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額を指す。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従事者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。

雇用者報酬は、具体的には以下のような項目から構成されており、（1）b、（2）及

び（３）の一部は実際に現金の形で雇用者に支払われるものではなく、帰属計算項目として雇用者報酬に含めているものである。

#### （１）賃金・俸給

現金と現物の給与の双方を含む。

- a 現金給与には、一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与などのほかに役員報酬（給与・賞与）や議員歳費等も含まれる（所得税、社会保険料雇用者負担等控除前）。
- b 現物給与とは自社製品、食券、通勤定期券等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇い主の支出である。

社宅、公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃により従業者に提供されている場合の従業員の支払い家賃と、その時価（市中平均家賃）との差額である給与住宅差額家賃もこれに含まれる。

#### （２）雇主の現実社会負担

雇主の現実社会負担は、概念上、「雇主の現実年金負担」と「雇主の現実非年金負担」に分かれる。雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

#### （３）雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担は、概念上、「雇主の帰属年金負担」と「雇主の帰属非年金負担」に分かれる。雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ記録される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

## 財産所得

財産所得とは、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対して土地等を提供する見返りに受け取る「賃借料」からなる概念である。利子及び分配所得（配当など）、保険契約者に帰属する投資所得、地代（土地の純賃貸料）等が該当する。ただし、財産所得中の賃貸料には、構築物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは商品としてのサービスの購入、販売として扱われるので含まれない。

財産所得の受払は、全ての制度部門において表章される。

## 企業所得

企業所得とは、営業余剰・混合所得に財産所得の受取を加え、財産所得の支払を除いたものであり、いわゆる経常利益に近い概念といえる。

# 4 支出系列

## 県内総生産（支出側）

県内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる（三面等価の原則、「県民経済計算のしくみ」参照）。これを、県内総生産（支出側）という。また、県内総生産（支出側）に域外からの要素所得（純）を加えたものを県民総所得という。

財貨・サービスの処分状況を、消費支出、総資本形成（投資）、財貨・サービスの移出入（純）などの需要項目ごとに把握し、これに統計上の不突合を加えることによって県内総生産（支出側）を表示する。さらに、域外からの要素所得（純）を加算することによって県民総所得が示される。

この県内総生産（支出側）については、名目値のみならず、実質値も表示される。

## 家計最終消費支出

家計最終消費支出は、居住者である家計が一定期間に行う新たな財貨・サービスに対する支出である。

この場合の財貨・サービスの支出は、現金支払いを伴うもののほか、農家における農産物の自家消費、給与住宅差額家賃、自己所有住宅の帰属家賃等が含まれている。しかし、現金支出であっても所得税や社会保険料などの非消費支出、仕送り金、贈与金、労働組合費などは、経常移転支出としてここでは除かれる。

なお、家計の財貨購入のうち家具その他の耐久財購入はすべて消費支出としてここに含まれるが、土地造成及び住宅建設は投資活動とみなして県内民間総資本形成に含められる。

## 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金提供されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

対家計民間非営利団体最終消費支出は、非市場生産者としての対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）のうち、①家計への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分や、②対家計民間非営利団体自身の総固定資本形成に充てられる部分を除いた価額からなる。

ここで、①には、例えば、私立学校（私立大学の附属病院を除く）の学費収入等が含まれ、②は、対家計民間非営利団体に属する機関が自ら行う研究・開発（R&D）の総固定資本形成からなる。

## 地方政府等最終消費支出

地方政府等の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される

税) から、他部門に販売した額(財貨・サービスの販売、例えば、公立学校の授業料) と自己勘定による総固定資本形成(研究・開発) を差し引いたものに、現物社会移転(市場産出の購入)(社会保障による医療費・介護費の給付等) を加えたものである。

### **総資本形成**

民間法人企業、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計(個人企業) の生産者としての支出(購入および自己生産物の使用) のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

なお、家計(個人企業を除く) は、消費活動を行うが生産活動を行わないので、総固定資本形成も在庫変動も記録されない。

### **総固定資本形成**

有形又は無形の資産の取得であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源(種畜、乳牛、果樹等)、⑤知的財産生産物(研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等) を含む。

### **在庫変動**

企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品、流通品等の棚卸資産のある一定期間における数量の変動を、その期間の市場価格で評価したものである。

### **財貨・サービスの移出入(純)**

移出、移入は、域内の居住者と非居住者との間の財貨およびサービスの取引である。この中には、居住者(非居住者) による域外(域内) での財貨・サービスの直接取引である直接購入を含む。ただし、労働や資産に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは域外からの(への) 所得となり、ここには含まれない。

なお、財貨・サービスの移出入(純) には、移出と移入の差額が記録される。

平成 27 年基準では、中央政府等の扱い変更に伴い、中央政府等の地域事業所の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への「移出」として記録(加算) することとなる。

### **FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)**

FISIM(間接的に計測される金融仲介サービス) は、金融サービスの一形態である。金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある(このような金融仲介機関に資金を貸す人々(預金者) には他の場合よりも低い利率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利率を課する。)。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIM である。産出された FISIM は、需要先としては、サービスの利用者の消費(中間消費ないし最終消費支出) に配分される。

## 統計上の不突合

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は概念上一致すべきものであるが、推計方法や基礎資料が異なることにより、推計値に不一致が生じることがある。この不一致を統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。

なお、県内総生産の場合は支出側に表章され、国内総生産の場合は生産側に表章されている。

## 域外からの要素所得（純）

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や資産の貸借による財産所得に係る域外との受払である。県民所得から県内純生産を差し引いて求める。

## **5 県内総生産勘定（生産側及び支出側）**

県内における経済活動を総括する県内総生産を生産側と支出側からとらえるものである。

勘定の支出側は、県内の経済活動によって生み出された財貨・サービスのうち、最終需要にかかる支出を市場価格によって評価したものが県内総支出である。県内総支出の構成項目としては、民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出、県内総固定資本形成及び在庫変動並びに財貨・サービスの移出及び（控除）財貨・サービスの移入が示されている。

勘定の生産側は、県内の生産活動によって発生した付加価値を市場価格によって評価したものが県内総生産である。県内総生産の構成項目としては、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金が示される。

県内総生産は生産側と支出側で概念上は同額となるべきものであるが、実際の推計の上では、それぞれ別の推計方法によっており、これらの推計に用いられる基礎資料が異なるため、推計結果に不一致が生じている。この計数上の差額を統計上の不突合として支出側に記録し、生産側と支出側をバランスさせている。

## **6 県民可処分所得と使用勘定**

制度部門別所得支出勘定の受取側と支払側をそれぞれ合計することにより統合したものであり、雇用者報酬（域外からの受取（純）を含む）、営業余剰・混合所得、域外からの財産所得の受取（純）、生産・輸入品に課される税（地方政府）及び（控除）補助金（地方政府）、域外からの経常移転の受取（純）で構成される「県民可処分所得」が受取側に、支払側にはその使用として最終消費支出と貯蓄が記録される。

## 7 制度部門別所得支出勘定 (主要3系列であげたものを除く)

### 所得支出勘定

所得支出勘定は、5つの制度部門別に所得の受取と処分を記録する勘定であり、制度部門別勘定を集計したものは、統合勘定における「県民可処分所得と使用勘定」として表章される。

この勘定によって、生産活動の結果生み出された要素所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）がどの制度部門に分配され、さらに、受け取られた所得がどのような形式で再分配されたかが明らかにされる。

勘定の貸方（受取）には、要素所得としての県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び移転項目（財産所得、その他の経常移転）が示される。借方（支払）には、最終消費支出、移転項目（財産所得、その他の経常移転）及び貯蓄が示される。

### 経常移転

移転とは、ある制度単位が、直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨、サービスまたは資産をも受け取ることなしに、財貨、サービスまたは資産を他の単位に対して供給する取引として定義される。移転は、所得支出勘定に記録される経常移転と資本勘定に記録される資本移転とに区別される。このうち、経常移転は、資本移転とはならないすべての移転が含まれる。すなわち、支払側の資産の処分ではなく、経常的な収入の中から充てられ、また受取側の総資本形成、土地購入又は金融資産形成の源泉とならない移転である。現物社会移転を除く経常移転は、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。その他の経常移転は、非生命純保険料、非生命保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

### 非生命保険金

損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や、住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指す。支払側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関に、受取側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの貸し手部門（金融機関）に記録する。

### 所得・富等に課される経常税

主に、家計の所得に課される税、法人企業の利潤に課される税あるいは富に課される税であって、課税期間ごとに定期的に課されるものからなる。定期的に課されるわけではない相続税や贈与税は「資本税」と呼ばれ、資本勘定の「資本移転」として記録される。

所得・富等に課される経常税は、所得に課される税とその他の経常税に分かれる。所得に課される税には、源泉所得税、申告所得税、法人税、道府県民税（所得割・法人税割、配当割、利子割）、市町村民税（所得割・法人税割）、日銀納付金等が、その他の経常税には家計の負担する自動車関連諸税、事業税、道府県民税、市町村民税の個人・均等割や国際観光旅客税のうち居住者家計分等が含まれる。

家計が負担する自動車関連諸税が、生産・輸入品に課される税ではなく、所得・富に課される経常税に記録されるのは、家計による自動車の購入や所有は、企業の場合と異なり、

生産活動と結び付くものではないからである。

### 純社会負担、現物社会移転以外の社会給付

「社会負担」とは、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払を指す。

①社会保険基金や企業年金の年金基金への雇主の実際の負担金等である「雇主の現実社会負担」、②雇用関係をベースとする確定給付型の退職後所得保障制度（発生主義により記録される確定給付型の企業年金と退職一時金）に係る積立不足分の変動等を示す「雇主の帰属社会負担」、③社会保険基金等への雇用者・家計の実際の保険料・掛金負担である「家計の現実社会負担」、④企業年金に係る資産運用から得られる収益の迂回処理分である「家計の追加社会負担」の合計から、⑤企業年金等の運営費用を示す「年金制度の手数料」を控除した集計値を「純社会負担」という。

「社会給付」は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、家計に対して支払われる経常移転である。

このうち、所得支出勘定においては、医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付を除いた部分が「現物社会移転以外の社会給付」として記録される。「現物社会移転以外の社会給付」は、社会保険制度の公的年金等の「現金による社会保険給付」、企業年金や発生主義で記録される退職一時金を含む「その他の社会保険年金給付」、発生主義により記録されない退職一時金等の「その他の社会保険非年金給付」、生活保護費等の「社会扶助給付」からなる。

### 社会扶助給付

社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転である。具体的には、一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。

### 可処分所得

県民全体あるいは各制度部門の現物社会移転を除く全ての経常収入（雇用者報酬、営業余剰と財産所得の受取）から、現物社会移転を除く全ての経常移転の支払を控除したものであり、それぞれの制度部門の手元に残った処分可能な所得を示している。

可処分所得＝各制度部門が生産過程へ参加した結果として受け取る所得（雇用者報酬、混合所得、営業余剰等）と財産所得の受払  
＋所得・富に課される経常税の受払  
＋社会負担・社会給付の受払  
＋その他の経常移転の受払

### 年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企

業年金や退職一時金)に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録する。

$$\begin{aligned} \text{年金受給権の変動調整} &= \text{雇主の現実年金負担} + \text{雇主の帰属年金負担} \\ &+ \text{家計の現実年金負担} + \text{家計の追加社会負担} \\ &- \text{年金制度の手数料} - \text{その他の社会保険年金給付} \end{aligned}$$

## 貯蓄

貯蓄は、各部門の要素所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）の受取や各種の経常移転の受取からなる経常的収入から、消費支出や各種の経常移転支払からなる経常的支出を差し引いた残差として定義される。

## 現物社会移転

一般政府及び対家計民間非営利団体が、個々の家計に対して財貨及びサービスを、現物による社会移転として支給することであり、その財貨及びサービスは、政府及び対家計民間非営利団体が市場で購入したかあるいは非市場産出として自ら生産したものである。

# 8 そ の 他

## 県民経済計算の遡及改定

県民経済計算は、多数のデータ（各種統計等）を利用して推計している。しかし、国勢調査のように、調査等が毎年実施されないものもあるため、実施されない中間年次の計数は、補間又は補外法により推計してデータを作成している。

補間推計とは調査年と調査年との間の計数を推計することで、補外推計とは調査年と次回調査年までの計数をそれぞれ直線又は定率法などにより推計することをいう。したがって新しいデータが公表された時は、補外推計値をそのデータで訂正するので、その際に過去の数値も遡及改定される。